

諫早湾干拓地農業者の募集要項

(公財)長崎県農業振興公社

1. 趣旨

諫早湾干拓地において、環境と調和した先進的な農業の展開に取り組む意欲のある農業者等を募集します。

諫早湾干拓地では、広大な農地で環境保全型農業が行われていますが、畑作を中心で、稻作は認めておりません。

2. 農地貸付の期間

農地の貸付期間は平成30年4月から平成35年3月31日とし、以後利用権を再設定できるものとします。

3. 公募の対象農地等

干拓地は、再設定辞退等により賃貸借に供していない農地を対象に、入植を希望される方を公募します。

今回の公募農地はハウス0.9ha、倉庫300m³が設置されているので、施設+露地野菜経営を行う経営体を募集します。その場合、ハウス及び倉庫については別途、現所有者から購入することになります。

現営農者も応募することができます。

なお、審査は新たな入植者を先行して審査し、入植適格者がない場合に現営農者の審査を行います。

4. 賃貸借（リース方式）による営農

農地については、環境保全型農業の推進、農地の適正管理及び営農の初期投資の軽減を図るため貸付とします。

宅地等用地については売り渡しとします。

5. 応募資格等応募の条件

（1）公募対象者と対象地域

① 入植者	長崎県及びその周辺地域に住所を有する者
② 増反者	長崎県内で干拓地において農業を営む上で支障がない地域に住所を有する者
③ 農地所有適格法人等	常時従事者たる構成員の居住地又は居住予定地が干拓地での農業経営に支障がないこと

(2) 応募資格

- ① 農業者又は農地所有適格法人及び新たに農業者又は農地所有適格法人になることが見込まれる者であり、認定農業者又は認定農業者となることが見込まれる者
- ② 入植者及び増反者は、平成30年4月1日時点で60歳以上の者は後継者が農業に従事しているか又は従事する見込みがある者
- ③ 現入植者（再設定決定者）で規模拡大を希望する者

(3) 営農に関する条件

- ① 営農開始時点でのエコファーマーの認定を受けていること
- ② 平成諫早湾干拓土地改良区（以下「土地改良区」という。）の組合員となることが見込まれる者又は組合員であること
- ③ 新規入植者については、エコファーマーとして環境保全型農業を実施すること。
また、特別栽培並みの営農や環境保全型直接支払交付金制度の取組みを行うこと。
現入植者においては、長崎県特別栽培農産物の認証を継続して更新すること
あるいは環境保全型農業直接支払交付金制度の活動を継続して実施すること。
- ④ 環境保全型農業の推進に係る生産計画の作成や生産状況の記録及び保管等を行うこと
- ⑤ 環境保全型農業の実施について、別途、県及び公社と協定書を交わすこと

(4) その他の条件（同意書を提出していただきます）

- ① 新たに利用権設定をする者は、入植時に1年間の賃借料に相当する額を保証金として納付するか、連帯保証人を提供していただきます。
- ② 入植後は、期毎の決算書を公社に提出しなければなりません。
- ③ 農地所有適格法人にあっては、毎年度、管轄市町の農業委員会に提出した実績報告の写しを公社に提出していただきます。
- ④ 利用権の設定期間において賃借料の滞納があった場合は、契約を解除することがあります。
- ⑤ 平成34年度の再設定時（第4期募集開始時点）に賃借料の滞納がある場合は再設定は行いません。
- ⑥ その他、営農者として信義則に反するような行為があった場合は、契約を解除する場合があります。

※ 入植に際しては、別途、賃貸借契約書を締結していただきます。

6. 募集期間

平成30年2月19日（月）～平成30年2月23日（金）午後5時

7. 貸付条件

① 貸付単位	中央干拓地、小江干拓地とも整備区画単位とします。標準的な整備区画の面積は、中央干拓地6ha、小江干拓地3haとなっています。 中央干拓4-4については、ハウス及び倉庫面積を含む経営とします。
② 賃借料	賃借料は、10a当たり年額20,000円を標準とし、耕作の利便性等農地に係る諸条件を考慮して圃場別に定めています。（支払い方法等に 関し賃貸借契約を結んでいただきます。）
③ 土地改良施設の維持管理	土地改良区が管理する土地改良施設の維持管理費等に必要な経費として10a当たり年額7,000円程度を負担していただきます。（詳細は土地改良区が定めます。）

8. 審査選考

応募者については、「審査基準」に基づき、借受申出書等をもとに応募資格、貸付条件とともに営農計画の内容とその実現性等について審査します。さらに必要な場合は申出者に対して追加資料の提出や説明を求めるほか現地調査等を行い、「諫早湾干拓地農業者審査委員会」の意見を聴いて審査・選考します。

◇審査に当たっては、次の視点から評価し、総合的に判断します。

- ・営農の基本方針
- ・環境保全型農業の実践性
- ・中心作目の生産計画及び販売計画
- ・作付体系
- ・農業労働力の確保及び機械・施設等の整備計画
- ・資金調達計画
- ・営農計画を実践する技術・技能、経歴
- ・宅地等用地（又は施設等）の購入計画
- ・その他審査に必要な事項（4-4のハウス・倉庫は2/27に入札を行います）

9. 貸付決定の通知

貸付決定については、平成30年3月上旬頃に書面により通知します。

10. 宅地等用地の売り渡し

中央干拓地に宅地等用地を準備しています。売り渡し対象者や金額等については、公社に確認してください。

11. 応募のための提出書類

応募書類は、「新規入植者用」、「新規参入者用」及び「現入植者用」の3区分で、以下の①から④までの書類を提出してください。

- ①諫早湾干拓農地借受申出書（様式第1号）
- ②営農実績書（様式第2号）（現入植者は不要）
- ③営農計画書（様式第3号）
- ④農業に関する履歴（様式第4号又は様式第5号）（現入植者は不要）

※「新規入植者」とは、農業者（個人及び法人）をいいます。
「新規参入者」とは、新たに農業を始める者（個人及び法人）をいいます。
「現入植者」とは、現に諫早湾干拓地に入植している者をいいます。

※ 応募書類は、(公財)長崎県農業振興公社にご連絡ください。

なお、当公社のホームページからもダウンロードできます。

(公財)長崎県農業振興公社のホームページ

(アドレス) <http://ngskosha.server-shared.com/>

12. 提出先

〒854-0062 長崎県諫早市小船越町 3171 番地 (農村婦人の家内)

(公財)長崎県農業振興公社諫早事務所

※ 募集に関する問合わせ先

(公財)長崎県農業振興公社 TEL 0957-25-6421(直通)
FAX 0957-25-6425

13. その他

- ・応募にあたっては、この要項のほか、別添「付属資料」をご覧下さい。
- ・農地の貸付決定にあたっては、借受申出書に記載された農地の希望面積や場位置について、調整することがあります。

<諫早湾干拓潮受堤防の排水門開門問題について>

平成22年12月、福岡高裁は、開門を命ずる判決を出しました。

この判決が確定したことから、裁判に対しては裁判で対抗するしかないとして、平成23年4月、地元の農業者、漁業者、住民の方々が、新干拓地の営農者の皆様とともに、開門による農業被害、漁業被害、高潮や洪水などの被害を防ぐ立場から、国に対して、排水門の開門差止を求める裁判を提起しました。

平成29年4月、長崎地裁は、開門差止請求を認める判決を言い渡し、国は、開門しないとの方針を明確にして判決を受け入れ、控訴しないことを表明しました。

これに対して、開門を求める方々は、独立当事者参加の申出を行い、控訴状を提出しており、福岡高裁で審理されています。

○「付属資料」

- ① 「対象農地位置図」
- 「諫早湾干拓地及び公募の概要」
- 「諫早湾干拓潮受堤防の排水門開門をめぐる動き」